

環境影響評価技術指針改定の諮問に係る1月19日技術審査会委員の指摘事項と県の見解

No	ページ等	審査会委員意見	県の見解
1	別表第一	しゅんせつ工事が単独でアセス対象事業とはならないのか。 【由井委員】	しゅんせつのみでダム等のアセス面積要件を超えてもアセス対象事業とはなりません。ダム等工作物の新設や改築にしゅんせつを伴う場合であって、かつ両者の合計面積が要件を超える場合はアセス対象となります。
2	別表第一	既設ダム等をしゅんせつし、それを採取して利用あるいは販売する場合、土石採取事業としてアセス対象となるのか。 【由井委員】	土石の採取事業は法では対象外で条例のみアセス対象となっております。そして、これはダム上流部を含む河川区域の土砂採取は対象外としておりますので、ダム等をしゅんせつし、土砂等を利用、販売する場合はアセス対象とはなりません。
3	別表第一	公有水面埋立において、放射性物質に汚染された土砂を埋め立てた場合、埋め立てた後のチェックを行う必要があるため、供用後も評価対象とすべきと考える。 【太田委員】	調査したところ、県で実施する公共工事における搬入土砂については、東日本大震災由来の再生資材（ガレキ等）の活用基準（基本は100Bq/kg未満の土砂、100～3,000Bq/kgの土砂は30cmの厚さで遮蔽すれば使用できる。）を準用して運用しておりますので、埋立供用時に放射性物質による影響がでることは想定しにくいものと推察されます。 一方、工事中については埋立計画地における放射能濃度が高い底質等が埋立行為により巻き上げられ、拡散・流出する影響を想定して○を付しております。
4	別表第一	ダムについては工事中の拡散よりも供用後に上流側から放射性物質が溜まって、空間線量が局所的に高くなる可能性があると思う。供用後にモニタリング等を義務付けなくともよいのか。ダムの堤体の存在には○を付けずに、工事に関してのみ○が付いているのは気になる。 しかしながら、河川、ダム、下水汚泥・浄水発生土について個別法できちんとコントロールされているのであれば、アセス制度の中で供用後进行评估する必要は無いと思う。 【平野委員】	アセス制度はあくまで事業の実施前に影響を評価し、事業の実施（工事・供用後を含む）による重大な環境影響を事前に回避・低減することを趣旨としているため、供用後の放射線モニタリングは個別法で対処するものと考えております。 『供用後の影響』は、法・条例共に第2条に「事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響」と定義されており、例えば道路事業であれば車の往来によって生じる影響（騒音や排気ガス等）、ダム事業であれば利水・治水によって生じる影響（水の濁りや水温等）、廃棄物処分場であれば廃棄物の埋立によって生じる影響（粉じんや放射性物質等）を想定しており、供用後の事故の影響の予測などは含みません（「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」H27.3環境省P17）。 ダム事業における供用後の堆砂の影響は維持管理の範疇であるためアセスの評価対象としない旨の明確な規定は無く、アセス制度はベスト追求型の性格を持っているため、予測評価を行うことを妨げるものではありませんが、アセス制度本来の趣旨とは異なるものと思われま。

			<p>はダムの上澄みであるため水質の影響は殆ど想定されません。さらに、下記のとおり河川、ダム、下水汚泥・浄水発生土においては個別法等で適切に管理されているものと考えられますので、御指摘のとおり供用後の評価は不要と考えております。</p> <p><河川, ダム></p> <p>河川法やダム管理規則等調査したところ、本県において川砂利の採取やダムのしゅんせつにおける放射性物質の基準は無く、国土交通省においてもしゅんせつ行為自体がダム事業では一般的でない（希少）ことから、放射性物質に係る管理規則等は定めていないとの見解でした。</p> <p>しかしながら、環境省では県内河川43地点、湖沼17地点、沿岸11地点の放射性モニタリング調査（水質、底質、周辺環境）を定期的実施・公表しており、著しい影響は確認されておりません（資料1-2）。</p> <p><下水汚泥, 浄水発生土></p> <p>下水汚泥・浄水発生土共に埋立処分は無く、通常はセメント原料化や堆肥化され処分されます。これらの処理に関しては放射性物質のモニタリングを実施しており、著しい影響は確認されており、運用も含めて基準が存在しております（資料1-2）。</p> <p><建設工事に係る搬入土砂></p> <p>内閣府では「福島県内における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」を平成25年に通知しており、放射能濃度の高い発生土やしゅんせつ土砂等の再利用の基準（基本は100Bq/kg未満の土砂、100～3,000Bq/kgの土砂は30cmの厚さで遮蔽すれば使用できる。等）を定めており、福島県からの高濃度の土砂の搬入は想定されません。</p> <p>No.3の見解のとおり本県の公共工事における搬入土砂についても東日本大震災由来の再生資材（ガレキ等）の活用基準（基本は100Bq/kg未満の土砂、100～3,000Bq/kgの土砂は30cmの厚さで遮蔽すれば使用できる。）を準用しており、放射性物質による影響がでることは想定しにくいものと推察されます。</p>
--	--	--	---